| | |
|---|---|
| 概要 | 日本国は、自国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。<br>この留保の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。<br>(a)　水産資源の採取を伴わない調査<br>(b)　集魚<br>(c)　漁獲物の保蔵及び加工<br>(d)　漁獲物及びその製品の輸送<br>(e)　漁業に使用される他の船舶への補給 |
| 現行の措置 | 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条<br>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条<br>外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条<br>排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条 |

八

| | |
|---|---|
| 分野 | 情報通信業 |
| 小分野 | 放送業 |
| 産業分類 | ＪＳＩＣ　三八〇　管理、補助的経済活動を行う事業所<br>ＪＳＩＣ　三八一　公共放送業（有線放送業を除く。）<br>ＪＳＩＣ　三八二　民間放送業（有線放送業を除く。）<br>ＪＳＩＣ　三八三　有線放送業 |
| 留保の種類 | 内国民待遇（第二条）<br>特定措置の履行要求の禁止（第六条） |
| 概要 | 日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 |
| 現行の措置 | 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条<br>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条<br>電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第五条<br>放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十三条、第百十六条、第百二十五条、第百五十九条及び第百六十一条 |

九

| | |
|---|---|
| 分野 | 土地取引に関する事項 |
| 小分野 | |
| 産業分類 | |
| 留保の種類 | 内国民待遇（第二条）<br>最恵国待遇（第三条） |
| 概要 | 政令により日本国における外国人又は外国の法人による土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。ただし、日本国の国民又は法人が、外国において、同一又は類似の禁止又は制限を課されている場合に限る。 |
| 現行の措置 | 外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条 |

十

| | |
|---|---|
| 分野 | 法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス |
| 小分野 | |
| 産業分類 | |
| 留保の種類 | 内国民待遇（第二条）<br>最恵国待遇（第三条）<br>特定措置の履行要求の禁止（第六条） |
| 概要 | 日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保険、社会福祉、初等教育及び中等教育、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 |
| 現行の措置 | |

## クウェート国の表

一

| | |
|---|---|
| 分野 | 石油・ガス業 |
| 小分野 | 原油及び天然ガスの生産 |
| 産業分類 | |
| 留保の種類 | 内国民待遇（第二条） |
| 概要 | 原油及び天然ガスの探査及び採掘の許可は、外国投資家には与えられない。 |
| 現行の措置 | 外国からの直接投資の規制に関する二千一年法律第八号第三条<br>二千三年閣議決定第一〇〇六／一号 |

二

| | |
|---|---|
| 分野 | 製造業 |
| 小分野 | 石油精製業 |
| 産業分類 | |
| 留保の種類 | 内国民待遇（第二条） |
| 概要 | 石油精製業の許可は、外国投資家には与えられない。 |
| 現行の措置 | 外国からの直接投資の規制に関する二千一年法律第八号第三条<br>二千三年閣議決定第一〇〇六／一号 |

三

| | |
|---|---|
| 分野 | 情報の制作及び流通に関する事項 |
| 小分野 | 新聞業その他出版業 |
| 産業分類 | |
| 留保の種類 | 内国民待遇（第二条） |
| 概要 | 外国投資家は、クウェート国において、新聞及び雑誌を発行し、及び配布すること並びに出版業を営むことができない。外国投資家は、クウェートの会社であって、新聞及び雑誌を発行し、及び配布するもの並びに出版業を営むものに投資することができない。 |
| 現行の措置 | 外国からの直接投資の規制に関する二千一年法律第八号第三条<br>二千三年閣議決定第一〇〇六／一号 |

四

| | |
|---|---|
| 分野 | 土地の取得及び所有に関する事項 |
| 小分野 | |
| 産業分類 | |
| 留保の種類 | 内国民待遇（第二条） |
| 概要 | 外国人又は外国の法人は、クウェート国内において土地を取得し、又は所有することができない。 |
| 現行の措置 | 外国からの直接投資の規制に関する二千一年法律第八号第三条<br>二千三年閣議決定第一〇〇六／一号 |

五

| | |
|---|---|
| 分野 | 不動産業 |
| 小分野 | 不動産取引業 |
| 産業分類 | |
| 留保の種類 | 内国民待遇（第二条） |
| 概要 | 外国投資家は、不動産の取引を行うクウェートの会社の株式の過半数を保有することができない。 |
| 現行の措置 | 外国からの直接投資の規制に関する二千一年法律第八号第三条<br>二千三年閣議決定第一〇〇六／一号 |

外務大臣　岸田　文雄
内閣総理大臣　安倍　晋三